

第5章 交流が広がり活力あふれる地域づくり

地域の活力は、長野県全体の活力の源です。地域のコミュニティを守り育て、共に暮らしやすい環境をつくるのが、地域の活力や誇りの創出につながっていきます。また、県内の他地域や県外との交流は、県民一人ひとりが自らの地域の魅力を再認識する契機となり、ひいては、地域全体の活性化を可能にします。

このため、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が地域経営の中心的な役割を担っていくという観点から、市町村との連携を深め、市町村や住民が行う元気な地域づくりのための自主的・主体的な取組や、地方分権時代にふさわしい市町村の行財政基盤の構築をめざす取組などを積極的に支援していきます。同時に、今後の県づくりのためには県民と行政との協働が不可欠であることから、ボランティア・NPO活動など、県民が地域や社会へ貢献する活動をより一層促進するとともに、一人ひとりの個性や互いの違いが尊重される共生社会の実現へ向けた取組を進めます。

また、過疎化が進み多くの課題を抱える中山間地域や農山村の活性化を図ります。

さらに、交通網、街並みや住環境、情報化など、県民の快適な暮らしの根底を支え、交流を促進する社会基盤の整備を進めるとともに、既に整備された社会基盤の有効活用を図ります。



動物の祭り

池田満寿夫（1991年）

市町村が主役の地域経営の確立

施策のねらい

市町村が地方分権時代にふさわしい地域経営の主役として、活力ある地域づくりに取り組めるよう、信頼と納得のパートナーシップのもと、市町村の行財政基盤の強化や自主的・主体的な地域づくりの支援などを進めます。

現状と課題

- 地方分権改革の進展により、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域経営の主導的役割を担うべき時代を迎えており、市町村が、自らの責任で主体的に、それぞれの特色を生かした活力ある地域づくりに取り組み、地域の個性を発揮させていくことが、長野県全体の発展の原動力となります。
- こうした中、市町村は、持続的に必要なサービスを提供できるとともに、地方分権時代にふさわしい、地域のことは地域で解決できる自己完結的な地域経営基盤の確立が強く求められています。
- 一方、いわゆる平成の大合併（合併旧法^(※)に基づく市町村合併）により、それまで120団体あった県内の市町村は平成17年度（2005年度）末までに81団体となっていますが、依然、財政基盤の比較的脆弱な小規模町村が多い状況にあります。
- このため、県と市町村との信頼と納得のパートナーシップを築くとともに、道州制の議論の動向を見極めながら、市町村の行財政基盤の強化や地域づくりの自主的・主体的な取組に対して支援する必要があります。

(※) 市町村の合併の特例に関する法律

県内市町村の主要財政指標（平成17年度決算）

区分	財政力指数*	(全国)	経常収支比率*	(全国)	実質公債費比率*	(全国)
市平均	0.578	(0.65)	84.1	(90.3)	14.6	(15.1)
町村平均	0.337	(0.42)	81.5	(88.9)	17.0	(14.9)
市町村平均	0.393	(0.52)	82.1	(89.5)	16.4	(15.0)

資料：市町村課

市町村合併の状況

区分	H11.3.31 現在の市町村数		H18.3.31 現在の市町村数			
	うち人口1万人未満	割合(%)	うち人口1万人未満	割合(%)		
長野県	120	77	64.2	81	43	53.1
全国	3,232	1,537	47.6	1,821	504	27.7

資料：市町村課

施策の展開

市町村と県との信頼と納得のパートナーシップの構築 (p.196)

分権型社会にふさわしい市町村と県とのパートナーシップの構築を図るとともに、地域の自主性と責任のもとで個性ある地域づくりを推進していくため、各地域ごとや全県的な政策課題等について市町村長と知事が意見交換を行い、県の施策に反映します。

また、実務の課題についても、市町村との連携や意見交換を密に行い、協働の取組を推進します。

●市町村と県との意見交換（ボイス81）

■分権時代にふさわしい市町村行財政基盤の構築（☞p.196）

厳しい行財政運営が予想される市町村の行財政改革を促進するため、地域の自主性に配慮しつつ、行財政基盤の強化に向けた取組を支援します。特に、そのための極めて有効な手段の一つである市町村合併を自主的・主体的に選択した市町村に対して、合併に向けた取組を支援します。

- 健全な行財政運営の推進のための支援
- 自主的な合併に向けての支援

■県から市町村への権限移譲の推進（☞p.196）

県と市町村の役割分担を踏まえ、県全体の方向性を導く事務や広域にわたる社会資本整備、危機管理、産業政策、環境対策など県が真に果たすべき役割を明確にした上で、行政サービスの質の向上や県、市町村を通じた行財政改革の視点から、県が有している権限の市町村への移譲について幅広く検討し、順次実施していきます。

- 県から市町村への権限移譲の推進

■魅力あふれる地域の元気づくり（☞p.196）

地域主権の社会にふさわしい真に豊かな地域を築き、魅力にあふれ、活力に満ちた地域をつくるため、市町村や自治会、地域づくり団体などの公共的団体等が住民と協働して、自らの知恵と工夫により自主的・主体的に取り組む地域の元気を生み出す個性ある実践的な地域づくりを支援します。

また、地域づくり団体の活動に関する情報提供や研修の実施、各団体相互の交流の促進などを通じて、地域づくりの活動のすそ野を広げます。

- 自主的・主体的な地域づくりの支援
- 地域づくり団体の活動支援

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	市町村への権限移譲項目数	381 (H14年度末)	451 (H18年度末)	増加	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により市町村へ知事の権限を移譲している項目数
県活動	市町村行財政運営サポート事業・おでかけ懇談の実施団体数	—	35団体 (H18年度)	40団体	行財政運営の課題等について助言・意見交換・研修を行った市町村数の累計
県民	自主的・主体的な地域づくり活動を行う団体数	—	270団体 (H18年度)	増加	地域づくり団体等の公共的団体が行う、自主的・主体的な地域づくり活動を行う団体数の累計

【用語解説】

- * 財政力指数：市町村の財政力を示す指標。行政運営に必要な支出を市町村税など自前の収入で賄える割合を示す。「1」に近くあるいは「1」を超えるほど自前の財源が充実している。
- * 経常収支比率：市町村の財政構造の弾力性を判断する指標。「市町村税・地方交付税」などの使途が定められていない収入が、「人件費・扶助費・公債費」などの経常的に必要な経費に使われている割合を示す。数値が小さいほど市町村独自の施策が進めやすくなる。
- * 実質公債費比率：地方債等の償還の割合を示す指標。償還の一部に措置される地方交付税相当額を除いた、「公債費」と「公営企業会計・一部事務組合への公債費負担相当額」が「標準的な税収入額（財政規模）」に占める割合を示す。一定基準を超えると一部の地方債の発行ができなくなる。

ボランティア・NPOが活躍できる環境づくり

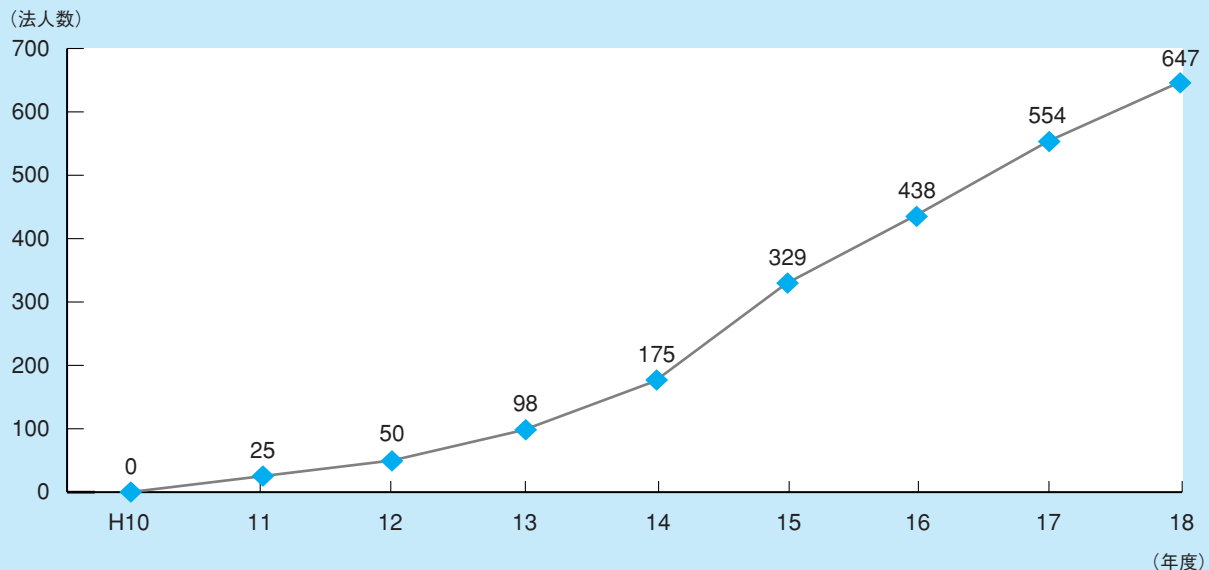
施策のねらい

県民が一層主体的に活動することができる活力ある地域社会の形成をめざし、ボランティア・NPO活動への理解と参加の促進を図ります。

現状と課題

- 社会参加や社会貢献の意識の高まりなどにより、ボランティア・NPO*の意欲的な活動が拡大しており、今後、県民が一層主体的に活動することができる活力ある地域社会を形成していくことが求められています。
- NPO活動について、法人格を取得する団体が増加傾向にあります。
- 意欲あるボランティア・NPOが社会参加できる環境を整えることが課題となっています。

NPO法人数の推移



資料：NPO活動推進課

施策の展開

■ ボランティア・NPO活動の環境づくり (p.197)

ボランティア・NPOに対する理解を一層深め、県民が積極的に社会参加するとともに、ボランティア・NPOが活躍できる環境づくりを推進します。

● ボランティア・NPO活動の推進

■ ボランティア活動などへの参加の促進 (p.197)

ボランティア活動などへの参加意識の高揚を図り、様々な分野におけるボランティア活動への参加を促進し、地域住民自らが自主的・主体的に取り組む地域づくりを促進します。

● ボランティア活動などへの参加の促進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	NPO法人数	98法人 (H13年度末)	647法人 (H18年度末)	1,180法人	県が認証したNPO法人数



NPO法人主催の自然体験・環境教育指導者養成講座



NPO法人・森林組合等の協力による「きのこの駒打ち体験」



市民活動団体等の交流会

【用語解説】

* NPO (Nonprofit Organization) : 「営利を目的としない民間組織」の総称で、その活動は福祉、環境、文化など多方面の分野に及ぶ。

人権が尊重される社会づくり

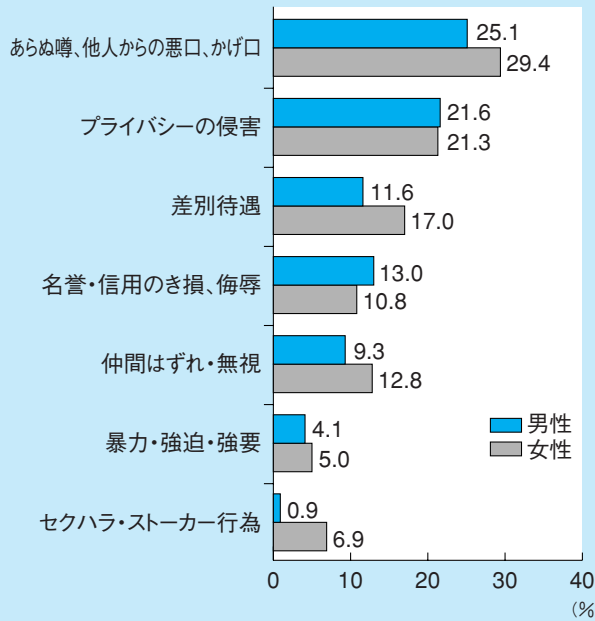
施策のねらい

互いの“ちがひ”^{*}を尊重し合う共生社会や、他人に配慮し互いに信頼し合える社会の形成をめざし、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚や、県民等との協働による人権啓発を進めます。

現状と課題

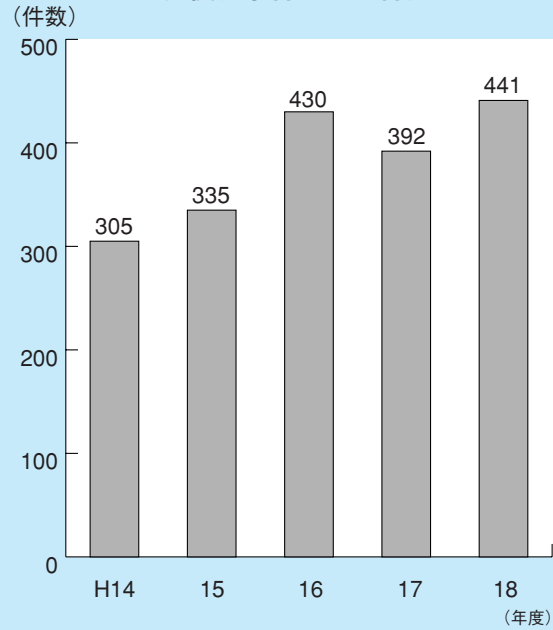
- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などに関わる人権上の課題に加え、犯罪被害者とその家族の人権問題などへの対応が求められています。
- 学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが課題となっています。
- 様々な人権課題に対して、県民の主体的な取組を促進するとともに、県と市町村等が連携して対応していくことが必要です。

人権侵害^{*}の内容



資料：広報課「県政世論調査」（平成19年度）

人権侵害事件の受理件数



資料：長野地方法務局

施策の展開

人権尊重意識の高揚 (☞p.197)

様々な機会を通じた人権啓発により、県民の人権問題に対する正しい知識の習得と理解の促進を図るとともに、学校や社会における人権教育を推進します。

- 人権啓発の推進
- 人権教育の推進

県民等との協働による人権啓発 (☞p.198)

市町村等関係機関と連携し、地域住民のニーズに応じた人権課題に対応するとともに、県民の主体的な人権に関する取組の促進など、県民等との協働による人権啓発を進めます。

- 県民等との協働による啓発

男女共同参画社会づくり

第5編

施策の展開

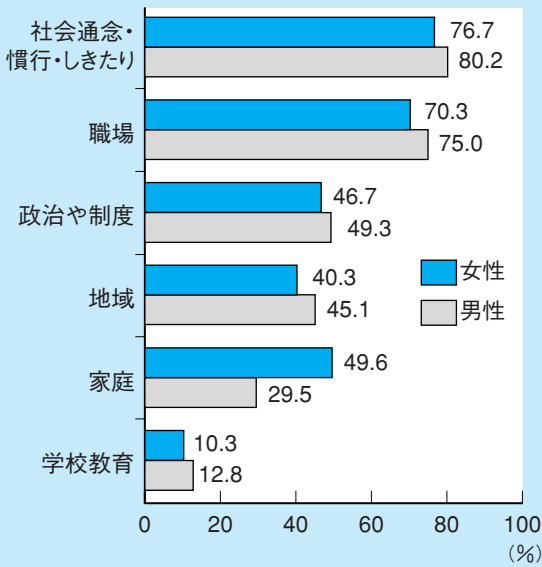
施策のねらい

男女の人権が尊重され、性別によって制約されることなく、より一層のびやかに暮らせる社会をめざし、男女共同参画推進の基盤づくりや男女共同参画意識の高揚、ワークライフバランス*や男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

現状と課題

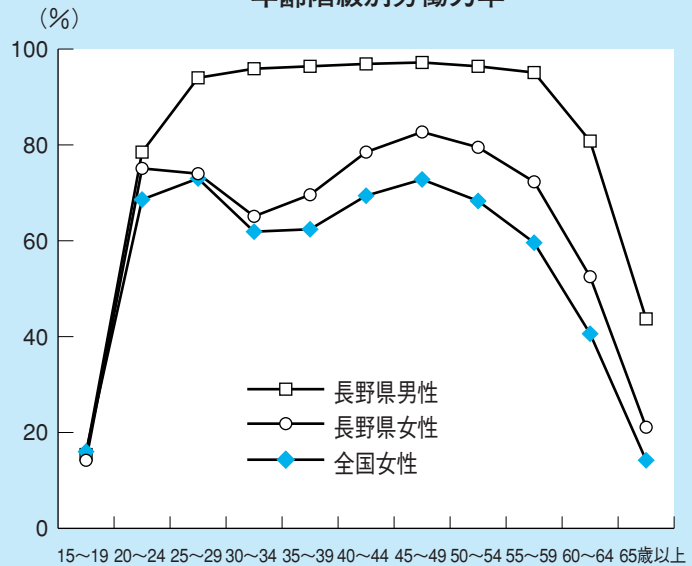
- 男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まっていますが、固定的性別役割分担*の意識が根強く残る分野や、女性の参画の進んでいない分野も多く残っています。
- 出産・育児期に相当する年齢層の女性の労働力率*の落ち込みが見られ、社会において一層女性が活躍していくためには、子育てなどについて男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支えていく仕組みづくりが必要です。
- 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント*などの人権侵害は依然として後を絶たず、DV*相談の件数も増加傾向にあります。

男女平等でないと思う分野



資料：広報課「県政世論調査」(平成19年度)

年齢階級別労働力率



資料：人権・男女共同参画課 (平成17年国勢調査)

施策の展開

男女共同参画推進の基盤づくり (p.198)

地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策・方針決定の場への女性の参画などを推進し、男女共同参画推進の基盤をつくります。

- 総合的な施策の推進
- 政策・方針決定への女性の参画促進
- 男女の人権の尊重

第5章

交流が広がり活力あふれる地域づくり

男女共同参画意識の高揚 (☞ p.199)

各種啓発や男女平等の理念に基づく教育を様々な機会を通じて行い、男女共同参画意識の高揚を図ります。

- 県民との協働による推進
- 普及啓発による気運の醸成

ワークライフバランスの推進と男女が共に働きやすい環境づくり (☞ p.199)

女性も男性も、仕事と、子育てなど家庭生活との調和を図りながら、能力を発揮して働くことのできる環境の整備を進めます。

- ワークライフバランスの推進
- 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	世の中が男女平等であると思っている人の割合	—	12.5% (H19年度)	20%	(県政世論調査)
県民	「男は仕事、女は家庭」という考え方を好ましくないと考える人の割合	65.6% (H13年度)	63.5% (H17年度)	70%	(男女共同参画社会に関する県民意識調査)
県活動	県の審議会等における女性委員の割合	24.2%	23.4% (H19年度)	50% (H22年度)	各種審議会や委員会等の委員に占める女性の割合 ※ H23年度以降の目標値は、次期長野県男女共同参画計画の策定に合わせて検討予定
県活動	公立学校の女性校長・教頭の割合の全国順位	小学校 41位 中学校 46位 高等学校 38位	小学校 43位 中学校 40位 高等学校 26位 (H18年度)	それぞれ 中位以上 (H22年度)	公立学校における女性校長・教頭の割合の全国順位(学校基本調査) ※ H23年度以降の目標値は、次期長野県男女共同参画計画の策定に合わせて検討予定

【用語解説】

- * ワークライフバランス：働く者がその意欲と能力を生かして充実した生涯を送れるよう仕事と生活を調和させるという考え方
- * 固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的に男女の役割を決めている例
- * 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合
- * セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。
- * DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

国際性あふれる社会づくり

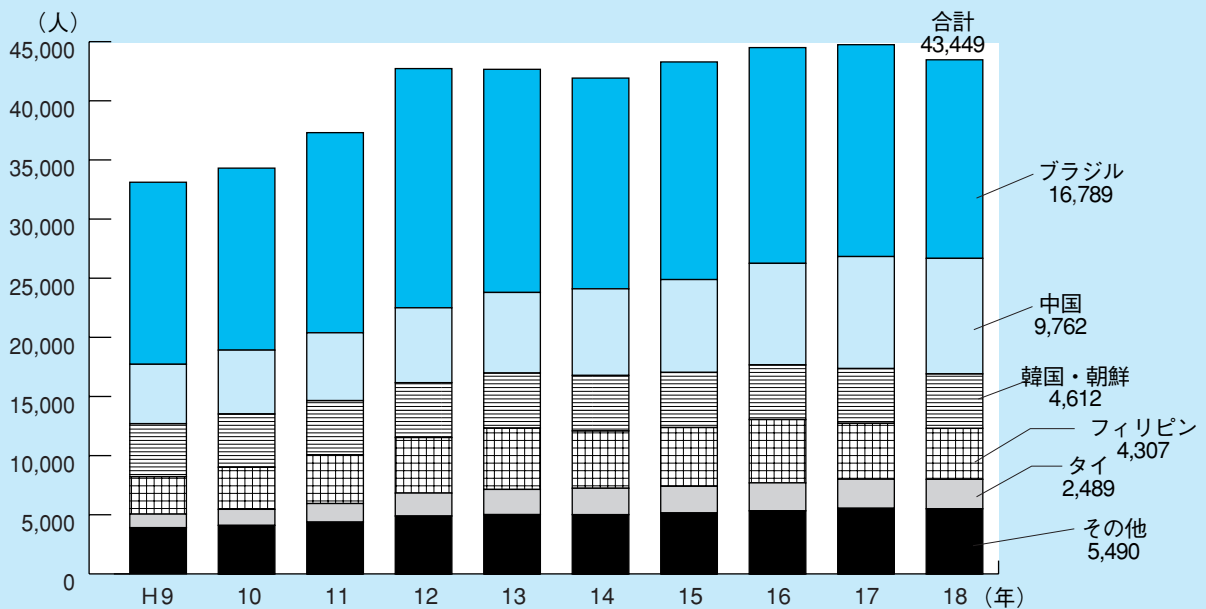
施策のねらい

国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会をめざし、国際化を担う人材の育成や外国籍県民が住みやすい地域づくり、幅広い国際交流・国際協力を推進します。

現状と課題

- 外国籍県民*の増加、国籍や滞在形態の多様化に伴い、国籍や文化、個性の違いを尊重しあい、誰もが地域社会の一員としていきいき活躍することができる多文化共生社会への取組が求められています。
- 県民の自発的な国際交流・協力を円滑に行うための環境整備を進めることが課題です。
- 姉妹提携や友好提携に基づく友好親善を主体とした交流のほか、国際観光、ビジネス、対外投資など、国際経済交流・文化交流といった実務主体の相互交流の重要度も増してきています。

外国人登録者数の推移



施策の展開

国際性豊かな地域と人づくり (☞p.199)

外国籍県民と地域住民が相互に理解し合える地域づくりや外国籍児童生徒への教育支援を推進するとともに、国際化社会に対応した人材の育成を図ります。

- 国籍を超えた多文化共生社会の実現
- 国際化社会を生きる人材の育成

国際交流、国際協力の推進 (☞p.200)

友好提携に基づく友好親善を主体とした交流や地域での国際交流を推進するとともに、観光・ビジネスなどの経済交流活動を促進します。

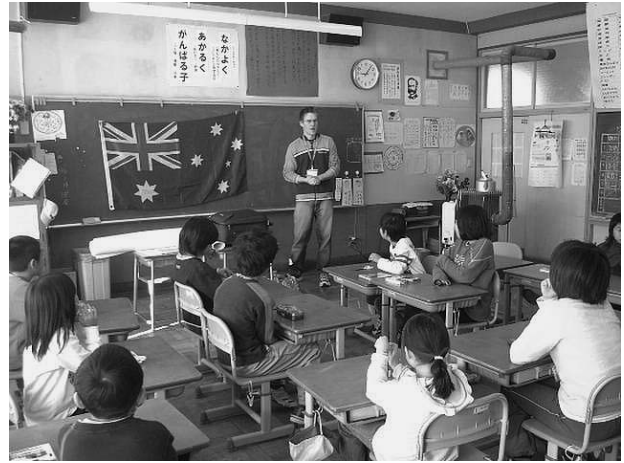
- 国際交流、国際協力の推進
- 経済交流の促進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	地域共生コミュニケーター*登録者数	100人	157人 (H18年度末)	300人	行政と外国籍県民とのパイプ役として地域で活躍するボランティア数



災害時語学サポーター育成研修会



国際交流員学校訪問



クリスマス・キャロル
(英語でクリスマスソングを歌うイベント)



外国籍児童就学支援募金 (サンタ募金)

【用語解説】

- * 外国籍県民：県内の市町村で外国人登録をして、県内に在住している外国人のこと。
- * 地域共生コミュニケーター：行政と外国籍県民とのパイプ役として地域で活躍するボランティアのこと。

元気な農山村づくり

施策のねらい

中山間地域や農山村の活性化を図るため、生活基盤や保健・福祉サービス提供体制の整備、都市交流、地域特性を生かした力強い農林業の振興などを推進します。

現状と課題

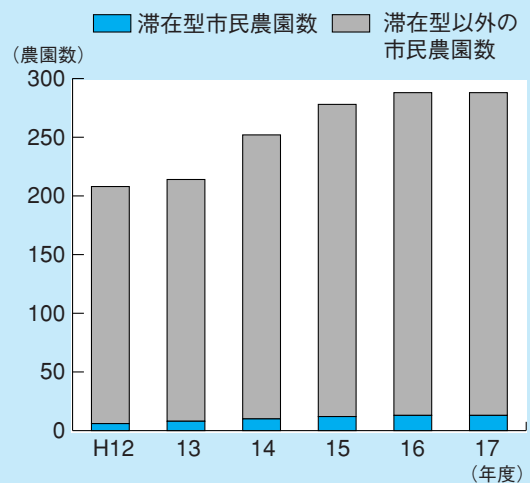
- 少子高齢化や人口流出などにより、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下などが心配されており、農山村の活性化が求められています。
- 農山村の生活を守るため、生活道路や公共交通を確保するとともに、生活基盤の整備や保健・福祉サービスの提供などの体制を整えることが課題となっています。
- 活力ある農山村づくりのため、都市住民との特色ある交流活動や地域特性を生かした農林業の展開が求められています。

森林セラピー基地・セラピーロード一覧

森林セラピー基地	上松町	～森林浴発祥の地～ 信州木曾上松・赤沢自然休養林
	飯山市	～母の森 神の森～ 「心のふるさと」信州いいやま
	信濃町	～森林メディカルトレーナーと歩く癒しの森～ 信州・信濃町 癒しの森
	佐久市	～healing～ 佐久市癒しの森
	木島平村	～麗しき風 木霊の息吹 潤い小径～ ブナ原生林「カヤの平」
	小谷村	～北アルプスに抱かれるくつろぎの森～ 小谷村
セラピーロード	南箕輪村	～癒しの森～ 信州大芝高原みんなの森

平成19年4月現在 認定か所数 全国24か所(うち長野県内7か所)
資料：林業振興課

市民農園数の推移



施策の展開

生活基盤の整備 (☞p.200)

地域に密着した生活道路やバスなどの公共交通を確保するとともに、農山村での生活に必要な基盤整備を行います。

- 道路整備の推進
- 交通手段の確保
- 生活環境基盤の整備

保健・医療・福祉の充実 (☞p.201)

へき地や無医地区*の住民への医療機会や福祉サービスの提供体制などを整備します。

- 保健・医療・福祉の充実

農山村の振興 (☞p.201)

地域の歴史や風土を生かした農林業を展開するとともに、農山村の資源を活用しながら医療・観

光などと結びついた新たな産業を創出する取組や、滞在型市民農園、交流施設などの整備による都市との交流を推進します。

●地域特性を生かした農林業の展開 ●都市との交流の推進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	都市農村交流人口	417,012人 (H12年度)	514,000人 (H17年度)	540,000人	都市農村交流施設の利用者数や市町村・地域で実施されたイベント等の都市農村交流活動に参加した人数 長野県食と農業農村振興計画による。 [約5%増加を目標に設定]
県民	ブロードバンド*が利用不可能な世帯割合	21.2%	8.3% (H19年度)	0%	ブロードバンドが利用できない世帯率 [国の次世代ブロードバンド戦略2010を参考に設定]



田植え作業を通じた都市農村交流



森林セラピー体験



整備された中山間地域の水田

【用語解説】

- * 無医地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、容易に医療機関を利用できない（最寄りの医療機関まで交通機関がない又は当該交通機関が1日3往復以下など）地区
- * ブロードバンド：光ファイバやケーブルテレビなどの高速通信回線を利用し、双方向で常時接続された高速・大容量通信のこと。

快適で暮らしやすいまちづくり

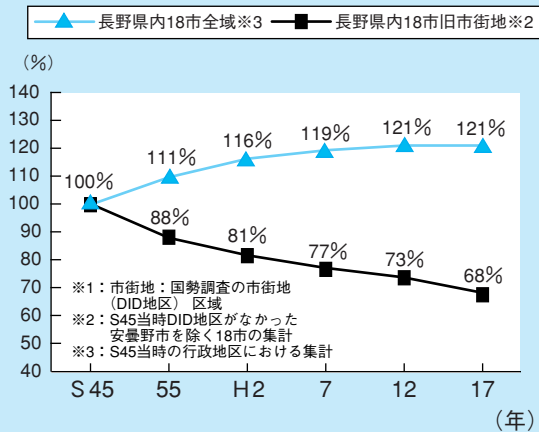
施策のねらい

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、機能的でうるおいのある都市環境やゆとりある住環境の形成を推進します。

現状と課題

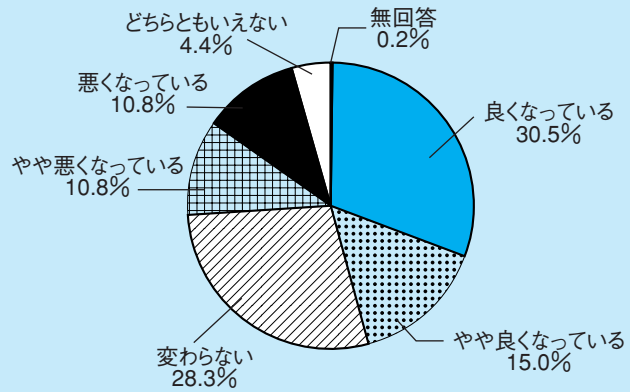
- 中心市街地では居住人口が減少し、空き店舗が増加するなど、衰退・空洞化が進んでいます。
- 郊外部の開発や都市機能の拡散により、広く低密度な市街地が形成される拡散型の都市構造となっています。
- 拡散型から集約型都市構造*への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約した誰もが暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。
- 安全で快適に暮らし続けることができる「まちなか」の実現と中心市街地の活性化に向け、機能的な都市交通基盤の整備、公園や下水道などの緑とうるおいを実感できる都市環境の創出が必要です。
- 県土全体を見据え、良好な田園・自然環境を保全し、都市と農山村が共生できる持続可能なまちづくりを進める必要があります。
- 高齢化の進展や環境への関心の高まりなどから、住宅のユニバーサルデザイン*化や省エネルギー住宅へのニーズが高まっており、より良質な住宅の普及が求められています。
- 県営住宅の入居者は、高齢者、障害者など自力での住宅確保が困難な世帯の割合が増加しています。そのため、福祉施策などと連携した県営住宅の供給が求められています。

市街地※1の人口の推移



資料: 都市計画課

現在の住まいの評価 (10年前の住まいとの比較)



資料: 建築管理課「住まいに関する県民アンケート」(平成17年度)

施策の展開

快適な都市環境の整備 (p.202)

機能的な都市活動と誰もが暮らしやすい快適な都市環境を創出するため、市街地の再開発や必要な街路・下水道・都市公園などの整備を推進します。

- 都市計画等の推進
- 市街地整備の推進
- 都市交通基盤の整備
- 下水道の整備
- 県営水道の安定供給
- 都市公園の整備

■ゆとりある住環境の形成 (p.204)

県営住宅については公的な役割と地域・社会的ニーズを踏まえ、居住環境の向上や長寿命化を図るため、計画的な建替えやリフォームを推進します。

また、良質な住宅を取得できる環境を整えるため、住まいに関する多種多様な相談や住宅に関する情報提供などを行います。

- 住まいづくり支援
- 県営住宅の整備と活用
- ユニバーサルデザイン化の推進

■土地対策の推進 (p.204)

計画的、総合的な県土の利用を確保するため、適正で合理的な土地利用の推進と土地取引の適正化を図ります。

- 適正で合理的な土地利用の推進
- 適正な土地取引の推進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	用途地域*内都市計画道路整備率	39.1% (H14年度末)	41.1% (H18年度末)	43.5%	用途地域内の都市計画道路の計画延長のうち、整備した延長の割合
県活動	市街地整備面積	2,074ha (H14年度末)	2,462ha (H18年度末)	2,701ha	土地区画整理事業により整備した面積



機能的で安全な都市活動を支える街路事業



快適な都市環境を創出する土地区画整理事業

【用語解説】

- * 集約型都市構造：都市機能を集積することにより、多くの人が暮らしやすい、歩いて暮らせる環境をつくとともに、既存ストックの有効活用、環境負荷の低減を図り、また、他の地域との間を公共交通ネットワークで連携した都市構造
- * ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画するという考え方
- * 用途地域：建築物の用途などに制限を加えることにより、良好な住環境の保護や、商工業の利便の増進を図るもので、市街地における土地利用の動向を踏まえ、12種類の地域の中から定められる。

高速交通ネットワークの整備

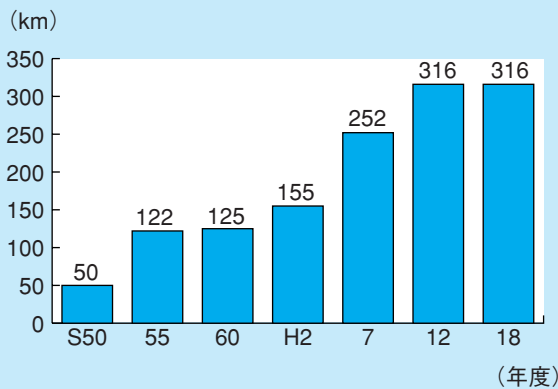
施策のねらい

三大都市圏や全国主要都市との時間距離短縮による国内外との交流の促進、本県産業の競争力強化、県民や観光客の利便性向上などを図るため、新幹線、高速道路、空港などの高速交通基盤の整備・活用を進めます。

現状と課題

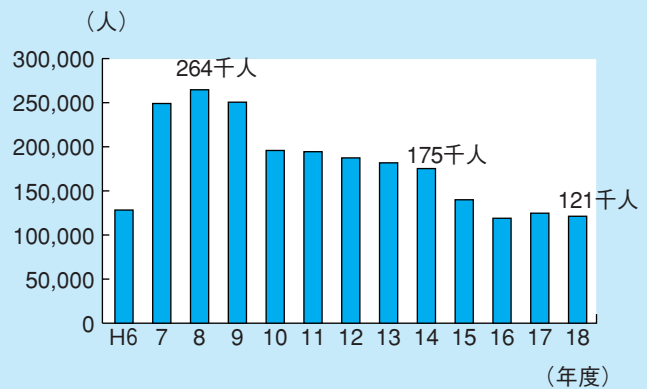
- 北陸新幹線長野・東京間の開業、高速道路の整備、信州まつもと空港のジェット化などにより、高速交通基盤は飛躍的に進展してきました。
- 北陸新幹線長野・金沢間は平成26年度（2014年度）に全線開業する予定となっており、その早期整備の促進が必要です。なお、開業後の地域の活性化について調査・研究していく必要があります。
- 北陸新幹線長野・金沢間の開業に伴いJRから経営分離される長野以北並行在来線の存続に向けた取組が必要です。
- 関東・中部・近畿圏の経済・文化の交流拡大により、沿線地域の活性化をもたらすリニア中央新幹線*の早期実現を図ることが必要です。
- 県内外との交流をより一層促進するため、高規格幹線道路*の整備の促進が必要です。
- 信州まつもと空港は札幌線の存続が図られたものの、平成19年（2007年）10月から札幌便と福岡便が減便となったため、一層の利用促進を図り、早期の復便、複便*をめざす必要があります。

県内高規格幹線道路の供用延長



資料：道路建設課

信州まつもと空港利用者数（年間）



資料：交通政策課

施策の展開

新幹線の整備促進 (p.205)

北陸新幹線長野・金沢間の早期整備を促進するとともに、地域の重要な生活路線である長野以北並行在来線の存続に向けた取組を進めます。

また、リニア中央新幹線の県内Bルート*での早期実現と県内への駅設置について関係機関に働きかけます。

- 北陸新幹線長野以北の整備促進と並行在来線存続に向けた取組
- リニア中央新幹線の早期実現

■高規格幹線道路の整備 (☞p.205)

県内外との交流を一層促進するため、高規格幹線道路の整備を促進します。

- 上信越自動車道の整備促進
- 中部横断自動車道の整備促進
- 中部縦貫自動車道の整備促進
- 三遠南信自動車道の整備促進

■信州まつもと空港の活性化 (☞p.205)

信州まつもと空港の利用促進に向け県民一丸となった取組を進めるとともに、国際・国内チャーター便*の誘致を積極的に行います。

- 信州まつもと空港の活性化

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	県内高規格幹線道路の供用延長	316km (H14年度末)	316km (H18年度末)	331km	県内の高規格幹線道路の供用延長
県民	信州まつもと空港利用者数(年間)	175千人	121千人 (H18年度)	130千人	信州まつもと空港を発着する便の年間利用者数の合計



三遠南信自動車道



信州まつもと空港

【用語解説】

- * リニア中央新幹線：全国新幹線鉄道整備法に基づき、東京～大阪間を結ぶ基本計画が決定されている新幹線。この路線に、時速500kmで走行する超伝導磁気浮上式リニアモーターカーを導入するため、実用化に向けたレベルの実験が進められている。
- * 高規格幹線道路：高速交通サービスの提供を目的に、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。国の道路計画審議会の答申（昭和62年）を受け、第4次全国総合開発計画において定められている。県内の高規格幹線道路は中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道
- * 復便、複便：復便とは、平成19年10月から札幌線は週4便、福岡線は週3便の運航になったが、ともに1日1便の運航便数に戻すこと。複便とは、同一路線において、1日2便以上の運航にすること。
- * Bルート：リニア中央新幹線の、甲府～茅野～伊那～飯田～中津川を通る県内ルート
- * チャーター便：旅行会社等が航空機を借り切って不定期に運航される便

道路ネットワークの整備

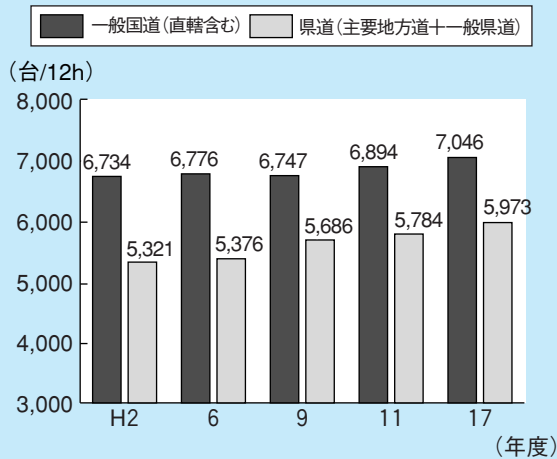
施策のねらい

県内各地の交流と連携を促進し、県民の暮らしや産業を支えるため、国道や県道などの幹線道路網や生活道路などの整備を進めます。

現状と課題

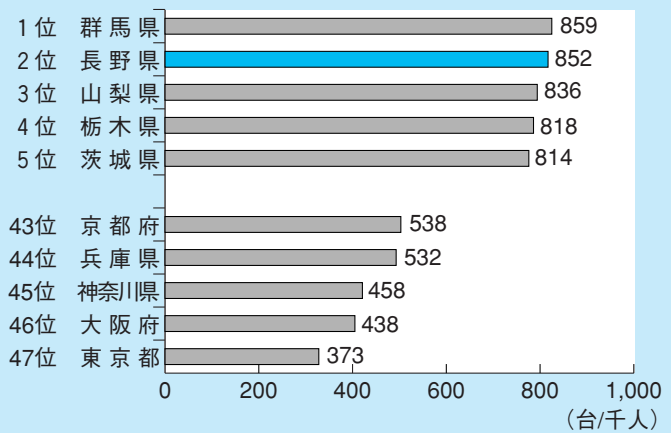
- 本県は、旅客輸送、貨物輸送ともに自動車交通への依存度は全国平均を大きく上回る9割を超え、人口千人当たりの自動車保有台数も全国2位となっています。
- 道路は、日常生活や地域の経済・文化を支える基盤であり、県や市町村の行う多くの施策を実現するための重要な社会資本となっています。
- 県内外の交流を拡大するうえで道路が果たす役割は大きい一方で、国・県道の改良率は全国平均を下回るなど依然として整備は遅れています。
- 県内各地から、高速交通機関や生活の中心となる都市への時間距離の短縮を図ることが必要です。
- 暮らしやすさやゆとりある道路環境の創出、冬期における安全確保など、身近な道路環境改善に向けた整備が必要です。
- 高度成長期につくられた橋などの道路構造物の老朽化が進行しており、維持管理の重要性が高まっています。
- 限られた財源で良好な道路サービスを提供するためには、適時、的確な維持管理により、既存の道路資産を最大限活用するとともに、より一層か所を厳選した効率的、効果的な道路整備が必要です。

県内の道路種別平均交通量の推移



資料：道路建設課

自動車保有率の全国比較（平成18年度）



資料：道路建設課

施策の展開

地域道路網の整備（☞p.206）

松本糸魚川連絡道路などの地域高規格道路の整備を推進するとともに、産業や暮らしを支える骨格となる幹線道路網、地域を支える生活道路の整備を推進します。これにより、各市町村の中心地域と高速道路のインターチェンジや新幹線駅などの交通結節点との間、広域市町村圏の中心都市と周辺市町村との間をそれぞれ30分で結ぶことをめざします。

- 地域高規格道路*の整備推進
- 国県道等の整備推進
- 農道・林道の整備推進

道路環境整備の推進 (p.209)

交通渋滞を解消し、ゆとりとうるおいある道路環境を創出するとともに、冬期における道路の安全・安心を確保します。また、橋などの老朽化に対し、計画的な維持管理に取り組みます。

- 交通渋滞対策の推進
- 道路維持管理の充実
- ゆとりある道路空間の創出
- 冬期交通の安全確保

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県活動	国・県道の改良率	62.7% (H14年度末)	63.6% (H17年度末)	65.9%	指定区間を除く国道・県道を2車線以上に改良した割合
県活動	高速交通機関を30分で利用できる市町村数	56市町村 (H10年)	57市町村 (H18年度末)	62市町村	市役所、町村役場からインターチェンジ、新幹線駅、信州まつもと空港を30分以内で利用できる市町村数（H10年の市町村数は、H18年度末現在の市町村単位で算出）
県活動	イライラ・ハラハラ箇所*の着手率	—	—	100%	道路のイライラ・ハラハラ箇所のうち、整備に着手した割合（調査着手も含む。）



生活や産業を支える道路改良事業



安全で快適な道路環境を支える道路防災事業

【用語解説】

- * 地域高規格道路：全国的な高規格幹線道路と一体となって、高速交通体系の役割を果たし、地域相互の交流促進、連携強化を図る規格の高い道路
- * イライラ・ハラハラ箇所：国と県が道路ユーザーからのパブリックコメント等を踏まえ、県内道路における要対策か所として、平成18年度に選定した「イライラ」（移動性障害）、「ハラハラ」（安全性要対策）か所

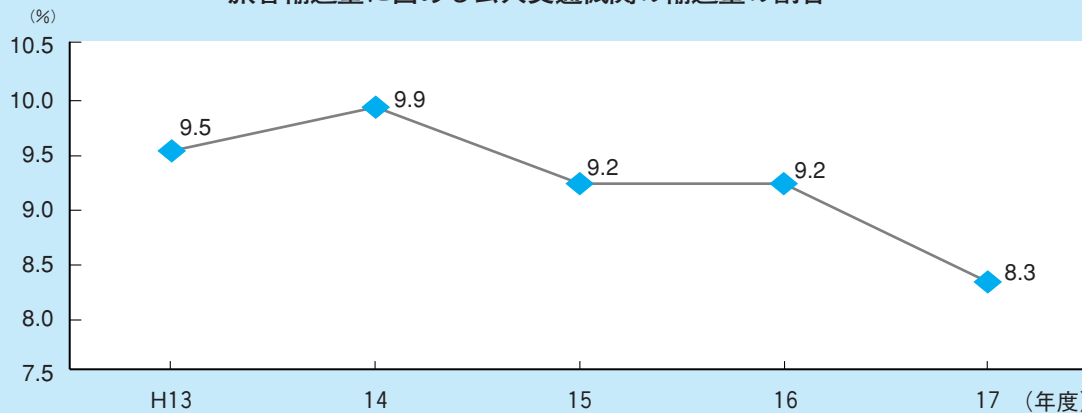
公共交通ネットワークの確保

県民の身近な交通手段であるバスや鉄道などの公共交通ネットワークの確保を図るため、利便性の向上、利用促進など維持・存続に向けた取組を進めます。

現状と課題

- 車社会の進展に伴い、日常生活交通の面では、公共交通機関利用者の減少に歯止めがかからず、地域の生活交通の確保が重要な課題となっています。
- 少子高齢化社会への対応、地球温暖化防止対策の観点からもバスや鉄道などの公共交通の果たす役割は大きくなっています。
- 北陸新幹線長野・金沢間の開業に伴いJRから経営分離される長野以北並行在来線の存続に向けた取組が必要です。

旅客輸送量に占める公共交通機関の輸送量の割合



資料：国土交通省「旅客地域流動調査」

施策の展開

■鉄道ネットワークの確保 (☞p.210)

長野以北並行在来線の存続とともに、鉄道の利便性の向上と利用促進を図り、県内鉄道を維持します。

- 安全・安心な鉄道の整備促進
- 地域が生きる地域鉄道の維持・利用促進

■バスネットワークの確保 (☞p.210)

路線バス等の維持・利用促進を図るとともに、バスの安全な運行などのための支援を行います。

- 生活の足を支えるバス等の維持・利用促進
- 安全・安心なバス運行の確保

■誰もが利用しやすい交通施設の整備 (☞p.210)

高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい鉄道やバスの整備を促進します。

- 誰もが利用しやすい交通施設の整備

環境と共生する交通施策の推進 (p.211)

大気環境の保全、地球温暖化防止を図るため、低公害車両の普及促進を図るとともに、マイカーから鉄道やバス利用への転換を図ります。

- 環境に配慮した車両の導入促進
- 公共交通機関の利用促進

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	鉄道の営業キロ数	774.6km	774.6km (H19年度)	774.6km	県内の鉄道の総営業キロ数
県民	旅客輸送量に占める公共交通機関の輸送量の割合	9.9%	8.3% (H17年度)	8.3%	移動する際に利用する輸送機関(自家用車、鉄道など)の総輸送人員のうち、公共交通機関で移動した人員の割合



しなの鉄道



デマンド交通*



乗合バス

【用語解説】

* デマンド交通：事前予約に応じて乗合で運行するバスやタクシー

高度情報通信ネットワーク社会の推進

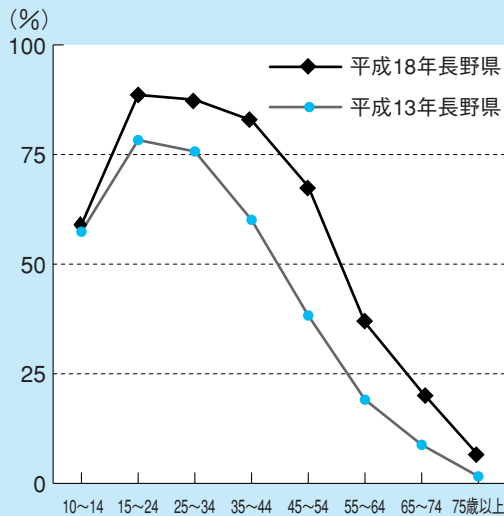
施策のねらい

いつでも、どこでも、誰でも、簡単に情報通信ネットワークが利活用できる社会をめざし、地域における情報化や電子自治体などを推進します。

現状と課題

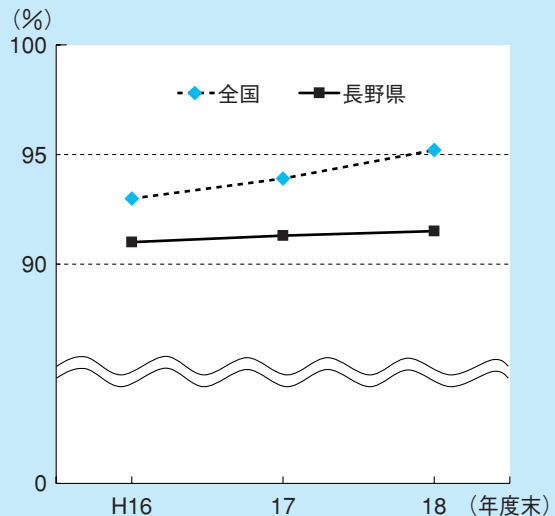
- 経済活動や社会生活など幅広い分野に情報通信技術が浸透しており、今後も人々の活動の活性化や生活の利便性の向上に寄与することがより一層期待されています。
- 情報機器を使える人と使えない人、地域により異なる情報インフラ*の整備状況など、情報格差への配慮が求められています。
- 県民サービスの向上に向け、情報通信技術を最大限活用した行政改革が必要となっています。

年齢階級別「インターネットの利用」の行動者率



資料：総務省「社会生活基本調査」

ブロードバンド*利用可能世帯割合の推移



資料：総務省発表資料

施策の展開

地域情報化の推進 (p.211)

地域における情報格差の是正や高速情報通信ネットワークの活用など、地域の情報化を推進します。

- 情報格差の是正
- 高速情報通信ネットワークの活用

電子自治体の推進 (p.211)

申請、届出など行政手続のオンライン化やデジタルアーカイブ*の推進など、電子自治体の推進を図ります。

- オンライン申請の普及・拡大
- デジタルアーカイブの推進
- 行政情報ネットワークの管理・運営

■ 県民の利便性を高める情報化の推進 (p.212)

観光や医療、防災など様々な分野で情報通信ネットワークを活用した取組を推進し、県民の利便性の向上を図ります。

● 様々な分野での情報通信技術の活用

達成目標

指標種別	指標名	5年前 (平成14年度)	現状	目標 (平成24年度)	備考
県民	ブロードバンド*が利用不可能な世帯割合	21.2%	8.3% (H19年度)	0%	ブロードバンドが利用できない世帯率 [国の次世代ブロードバンド戦略2010を参考に設定]
県活動	電子化手続数	—	22件 (H19年度)	100件	オンライン申請可能な県の行政手続数

オンライン申請（ながの電子申請サービス）の概要



【用語解説】

- * 情報インフラ：電話回線やケーブルテレビ回線、光ファイバケーブルなど、情報通信のための基幹技術の総称
- * デジタルアーカイブ：過去、現在における有形・無形の文化資産、産業資産、自然などの社会的資産をデジタル情報として保存・蓄積し、ネットワーク等を通じて利用を可能にするもの。
- * ブロードバンド：光ファイバやケーブルテレビなどの高速通信回線を利用し、双方向で常時接続された高速・大容量通信のこと。